

平成27年上尾市教育委員会3月定例会 会議録

- 1 日 時** 平成27年3月30日（月曜日）
開会 午前10時00分
閉会 午前11時31分
- 2 場 所** 上尾市役所 教育委員室
- 3 出席委員** 委員長 細野宏道
委員長職務代理者 本田直子
委員 甲原裕子
委員 吉田るみ子
委員 岡田栄一
教育長 岡野栄二
- 4 出席職員** 教育総務部長 尾形昭夫
学校教育部長 西倉剛
教育総務部 図書館長 菅間茂久
教育総務部次長 保坂了
学校教育部次長 野田正
学校教育部次長 兼 学務課長 石塚昌夫
教育総務部副参事 鈴木利男
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 上野明
学校教育部副参事 兼 学校保健課長 長島慎一
教育総務部 教育総務課長 西嶋秋人
教育総務部 生涯学習課長 関孝夫
教育総務部 図書館次長 黒木美代子
教育総務部 スポーツ振興課長 平賀健治
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 吉田満
- 書記 教育総務課主幹 加藤俊市
教育総務課主任 桑名孝徳
教育総務課主任 鈴木加代子
- 5 傍聴人** 7人

6 日程及び審議結果

日程第1 開会の宣告

日程第2 2月定例会 会議録の承認

日程第3 会議録署名委員の指名

日程第4 議案の審議

- 議案第11号 平成27年度上尾市教育行政重点施策の策定について
- 議案第12号 上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第13号 上尾市社会教育指導員設置規則及び上尾市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第14号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
- 議案第15号 上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第16号 上尾市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第17号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の制定について
- 議案第18号 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第19号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第20号 上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程第5 教育長報告

- 報告1 社会教育指導員、文化財調査専門員の委嘱について
- 報告2 子どもの読書活動支援センター協力員の委嘱について
- 報告3 上尾市スポーツ推進委員の委嘱・任命について
- 報告4 上尾市教育相談員、適応指導教室指導員、教育心理専門員、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談室相談員の委嘱について
- 報告5 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
- 報告6 上尾市教育委員会の事務に関する点検評価制度の基本方針について
- 報告7 平成27年度公民館まつりの開催について
- 報告8 上尾市立小・中学校入学式及び平方幼稚園入園式教育委員会祝辞予定者について
- 報告9 平成27年度埼玉県公立高等学校受検結果について
- 報告10 平成26年度上尾市立小・中学校卒業（予定者）の進路状況について
- 報告11 いじめに関する状況調査結果について

日程第6 今後の日程報告

日程第7 閉会の宣告

7 会議録

日程第1 開会の宣告

(委員長) 皆様おはようございます。ただ今から、平成27年上尾市教育委員会3月定例会を開会します。本日は、傍聴の申出はありますか。

(教育総務課長) 7人の方から傍聴の申出があります。委員長の許可をお願いします。

(委員長) 傍聴を許可します。ご案内をお願いします。

～ 傍聴人入場 ～

日程第2 2月定例会 会議録の承認

(委員長) それでは、日程にしたがって、会議を進めます。「日程第2 前回会議録の承認について」です。2月定例会会議録につきましては、すでにお配りをして、確認していただいておりますが、何か修正等があればお伺いします。いかがでしょうか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) よろしいでしょうか。それでは、委員にご署名をいただき、会議録とします。

日程第3 会議録署名委員の指名

(委員長) 続きまして、「日程第3 本定例会の会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、本田委員長職務代理者をお願いします。

(委員長職務代理者) はい。

日程第4 議案の審議

(委員長) 続きまして、「日程第4 議案の審議」です。本日は9件の議案が通知されておりますが、追加で1件の議案が提出され、10件の審議を行います。最初に「議案第11号 平成27年度上尾市教育行政重点施策の策定について」説明をお願いします。

○議案第11号 平成27年度上尾市教育行政重点施策の策定について

(教育長) 議案第11号につきましては、教育総務課長が説明申し上げます。

～教育総務課長挙手～

(委員長) 教育総務課長をお願いします。

(教育総務課長) 議案1ページをお願いします。「議案第11号 平成27年度上尾市教育行政重点施策の策定について」です。平成27年度上尾教委教育行政重点施策を下記のとおり策定するものです。提案理由です。「夢・感動教育 あげお」の実現に向けて、上尾市教育振興基本計画の実効性をより高めていくため、平成27年度上尾市教育行政重点施策を策定したいので、この案を提出するものです。それでは、別紙「平成27年度上尾市教育行政重点施策」をご覧ください。この議案につきましては、前回2月定例会におきまして協議を行い、その中で意見を賜りましたことを踏まえまして、加筆・修正を行いました。前文につきましては、前回、お示ししましたとおり、次年度は上尾教育振興基本計画の最終年ですので、これまで取り組んできた事業を踏まえ、成果・課題を明らかにし、発展させることが重要であることを表現したものです。3ページをご覧ください。以下のページは、教育振興基本計画の7つの基本目標ごとに、重点施策を掲げております。まず、ページの作りについて説明します。はじめに、重点事業を列記し、施策と重点的な取組という順番で記載しております。基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成のページでは、左ページに、7つの重点事業、右ページに施策と重点的な取組を表示しておりまして、重点事業にそれぞれ事業ページと施策ページに星印を付けております。以下基本目標ⅠからⅦまで目標に従い、施策を掲げております。2月定例会において、基本目標ごとに、担当課より説明させていただきましたが、重複になりますが、基本目標ごとに簡単に説明します。3ページをお願いします。基本目標Ⅰでは、右ページ 施策4 特別支援教育の推進の中で、平成28年度には全小学校と6地区の中学校に特別支援学級を設置できるよう、平成27年度は小学校6校と太平中に特別支援学級設置事業に取り組む旨を説明させていただきました。5ページをお願いします。基本目標Ⅱでは、4つの重点事業のうち、「いじめ根絶対策事業」について説明させていただき、いじめの早期発見解消のための「子ども・いじめホットライン、ホットメール」に引き続き取り組むこと、平成27年度は中学校11校にネットパトロールを配置することを説明させていただきました。委員の皆様からも、SNS上のいじめは大人には見えにくいものであり、子どもたちの目線にたった対策を願いたいとの意見をいただいたところです。7ページをお願いします。基本目標Ⅲでは、次年度は、平成25年度から取り組んでおります上尾中学校改築事業の最終年となり、市内小中学校校舎の耐震化は完了すること、また、子どもたちの安心・安全のため、通学路の安全対策を継続し、取り組むことを説明いたしました。また、委員からは上尾のICT教育は進んでいるので、平成26年度にて完了いたしました各学校の普通教室への大型モニタ導入について、さらに効果的な利用につ

いて、研究いただきたい旨の意見を賜りました。9ページをお願いします。基本目標Ⅳでは、学校・家庭・地域の連携と教育力の向上について、元気な学校をつくる地域連携推進事業として、学校応援団の活動充実に取り組むことを説明いたしました。続きまして、9ページ以降の基本目標ⅤからⅦにつきましては、市民の豊かな学びのサポート、文化芸術活動の支援、健康づくりに配慮した施策として、各種の事業に取り組み、大人のNIPPON講座、子ども大学あげお・おけがわ・いな、あげお子ども大学、セカンドブックスタート事業として、市内小学校、新1年生に対し、読書パスポートを配布すること、(仮)中央図書館整備事業として、23万都市にふさわしい図書館建設の具現化に向け取り組むこと、上尾の大きなスポーツ事業である上尾市民体育祭、上尾シティマラソン、市民駅伝等の事業につきまして安全運営に配慮しながら取り組むことを説明いたしました。全体の説明は以上となりますが、いずれの施策も、今まで取り組んできた施策をさらに発展させ、子どもたちが安心・安全に、楽しく学校生活を送ることができるよう、また、市民の学びのサポート、健康づくりに配慮した施策を策定し、本市の教育のさらなる振興・充実に努めてまいりたいと思います。なお、議案資料の1ページから6ページが前年度との比較表となります。よろしくご審議のほど、お願いします。

(委員長) 議案第11号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

~委員挙手~

(委員) 3ページの重点事業ですが、読ませていただいて、とても具体的でイメージが湧いてくるのですが「魅力ある学校づくり事業」については、抽象的な感じがして市民が読んだときに分かり難いような気がします。例えばどの様な事をイメージされているのですか。

(教育長) 「魅力ある学校づくり事業」につきましては、あまり限定的に出してしまいますと33校それぞれが独自性、地域の実態を踏まえた学校づくりの妨げになってしまうため、各学校の自主性により魅力のある学校という総括的な意味で予算化しているものです。

(学校教育部長) 具体的な事業といたしましては、委嘱研究発表が挙げられます。3年サイクルで行っておりますが、それぞれの学校が自らの特色を活かしながら、子ども達に適した事業展開を行っております。その事がそれぞれの学校の魅力を高めていくことになっていきます。「魅力ある学校づくり事業」は、これらを包括した事業名となっております。

(委員) それぞれの学校が、「魅力ある学校」を表現していくということですか。

(学校教育部長) それぞれの学校が独自で進めております。

(委員長) 私から質問させていただきます。先月の教育委員会で色々と発言をさせていただきました。今回はそれを踏まえ盛り込まれておりました。ありがとうございます。1点確認をしたいのですが、基

本目標Ⅱのネットパトロールを各学校に配置する事業があったかと思いますが、これは中学校に配置するという点でよろしかったでしょうか。

(指導課長) ネットパトロールを委託する事になりますが、委託業者が各中学校に係る様々なサイト等を検索し、危険な状態にあるものを常に監視するものです。各学校に配置するのではなく、委託業者が日々監視を行い、月に1回程度の報告が上がってまいります。

(委員長) 4月1日付けの広報にもありましたが、子ども達を守るネット関係について、どの様に把握していくかと色々な資料が入っておりました。教育委員会としてアンケートを取るHyper-QUや、このネットパトロールで大人の目に触れない、いじめの芽をどう摘んでいくかについて、地域を含め取り組んでいく事になると思います。教育委員会としても、重点施策として掲げておりますので、是非よろしくお願ひします。

(委員長) その他に質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) 無いようですので、これより採決します。「議案第11号 平成27年度上尾市教育行政重点施策の策定について」原案のとおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) 異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

.....

(委員長) 続きまして「議案第12号 上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○議案第12号 上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(教育長) 議案第12号につきましては、学務課長が説明申し上げます。

～学務課長挙手～

(委員長) 学務課長お願いします。

(学務課長) 「議案第12号 上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。議案書の2ページ・3ページをお開きください。まず、提案理由ですが、上尾市立小・中学校通学区検討協議会の助言を踏まえ、大字小泉及び浅間台三丁目の一部区域における通学区域の指定変更をするため、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものです。議案資料の7ページから11ページは、当該区域における関係保護者の方々を対象に行いました説明会用資料ですが、8ページの地図をご覧くださいと存じます。地図上の①から⑭の区域は、大石小学校・大石中学校の学区域ですが、西小学校・西中学校も選択できるJ地区と呼んでいる調整区域です。この度の規則の改正は、このJ地区の中の⑥⑦⑨⑩⑫の区域につきまして、選択できる区域ではなく、正式に西小学校・西中学校の通学区として変更を行うものです。理由といたしましては、当該地区の児童数の増加が見込まれる中、大石小学校と西小学校の長期的視点に立った学校規模の適正化と、より近い学校へ通学しやすいよう配慮するためです。経過等につきましては、1月定例会にて報告申し上げましたので省略させていただきます。以上、説明とさせていただきます。

(委員長) 議案第12号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) 無いようですので、これより採決します。「議案第12号 上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) 異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(委員長) 続きまして「議案第13号 上尾市社会教育指導員設置規則及び上尾市公民館運営審議会

規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○議案第13号 上尾市社会教育指導員設置規則及び上尾市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定について

(教育長) 議案第13号につきましては、生涯学習課長が説明申し上げます。

～生涯学習課長挙手～

(委員長) 生涯学習課長をお願いします。

(生涯学習課長) 「議案第13号 上尾市社会教育指導員設置規則及び上尾市公民館運営審議会設置規則の一部を改正する規則の制定について」です。議案4ページをお開きください。提案理由ですが、上尾市立公民館の館長の職を変更することに伴い所要の改正を行うため、この案を提出するものです。平成27年度から、これまで館長は主幹相当職2名を配置し、館長職の兼務をしておりましたが、この度6公民館全館に副主幹相当職の館長の配置を予定しているため、この改正を行うものです。変更の内容について説明します。議案資料の14ページをご覧ください。上尾市社会教育指導員設置規則の第7条ですが、これまで、公民館配置の社会教育指導員につきましては、その勤務日の割振りを公民館長が行っておりました。今回の改正でこの部分を削除し、生涯学習課長が割振りを行うように定めるものです。第8条の改正は、これに伴うものです。続きまして、公民館運営審議会規則ですが、第2条に上尾市立公民館長が諮問するとありますが、これにつきましては、社会教育法第29条第2項に定めがありますので、これに準拠する形に改めるものです。

(委員長) 議案第13号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員挙手～

(委員) 議案資料の15ページ社会教育法の第29条第2項の規定を説明していただけますか。

(生涯学習課長) 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。と定めております。しかしながら、以前の改正で公民館運営審議会は必置ではなく、置く事が出来るとの規定になっております。

(委員長) その他に質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) 無いようですので、これより採決します。「議案第13号 上尾市社会教育指導員設置規則及び上尾市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) 異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(委員長) 続きまして「議案第14号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」説明をお願いします。

○議案第14号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

(教育長) 議案第14号につきましては、教育総務課長が説明申し上げます。

～教育総務課長挙手～

(委員長) 教育総務課長をお願いします。

(教育総務課長) 「議案第14号 地方教育行政及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」です。地教行法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定めるものです。なお、今回の規則案は、1月にご承認いただきました条例案と同様に、経過措置が設けられておりまして、施行期日は平成27年4月1日施行となりますが、施行期日において教育長が在職している場合は、その任期中に限り、改正後の規定は適用せず、現行制度を適用するという内容となっております。議案第14号では、7つの関係規則を改正、1つの関係規則の廃止することとなります。また、1月にご承認いただきました条例案につきましては、3月市議会定例会において原案可決となりましたことを報告させていただきます。それでは、はじめに、規則改正の趣旨について簡単に説明します。新制度下においては教育行政の責任の明確化のため、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者新教育長を置くこととします。新教育長の役割は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するというものです。この制度改正の中で、教育委員会委員長職が廃止され、教育委員会の会務を総理するのは「新教育長」となること

から、関係規則の条文の「委員長」という表記を「教育長」と読み替えを行い、地教行法の一部改正による条ずれを改正するものです。それでは、議案資料16ページをご覧ください。主な改正点につきまして上尾市教育委員会会議規則を使いまして、説明します。まず目次です。第3章 委員長等の選挙等についての章ですが、委員長職廃止により、章全体が削除となり、第4章 会議、第5章 補則が繰り上がりになり、それぞれ第3章 会議、第4章 補則となります。17ページをお願いします。第3章 委員長等の選挙等につきましては全文削除となります。19ページをお願いします。左側 現行規則第16条会議議録についてです。改正地教行法に努力義務として、新たに明文化されたものですが、上尾市においては、文科省の指導もあって、現行規則において設置しておりましたが、ただし書き以下を削除するものです。続きまして、17条、会議録の記載事項についてです。20ページ第8号です。現行規則については、下線部分選挙のてんまつ及び当選者の氏名、委員長と表記しておりますが、委員長職につきましては、現行制度では、委員会選挙にて選出しておりますが、新制度下では委員長職廃止となるため、この部分を削除し、第8号として教育長の職務を行ったものの氏名として、新教育長職務代理者を想定し、条文化します。その下、新規則第3項として、改正第14条第9項により努力義務とされた、会議録の公表について明文化します。以下、21ページ以降、28ページまで、公印規則、事務局組織規則、傍聴人規則、公告式規則、権限に属する事務の委任等に関する規則、上尾市立小・中学校使用教科用図書採択に関する規則、の5つの規則につきましては、「委員長」を「教育長」に読み替え、地教行法の条ずれによる根拠条文の訂正を行うものです。恐れ入ります、29ページをお願いします。議案第14号、第8条の教育長職務代理者指定規則につきましては、現行地教行法第20条により、設置していた規則となりますが、根拠条文削除のため、廃止となります。以上が議案第14号の説明となります。よろしくご審議ください。

(委員長) 議案第14号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) 無いようですので、これより採決します。「議案第14号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」原案のとおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) 異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(委員長) 続きまして「議案第15号 上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○議案第15号 上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則の制定について

(教育長) 議案第15号につきましては、教育センター所長が説明申し上げます。

～教育センター所長挙手～

(委員長) 教育センター所長をお願いします。

(教育センター所長) 3月定例会議案書の10ページ。「議案第15号 上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則の制定について」です。相談件数の増加に伴い上尾市教育センターの教育相談員の定数を4人以内から5人以内へと増員したいので、この案を提出するものです。具体的には、議案資料30ページ、新旧対照表をご覧ください。以上です。よろしくご審議をお願いします。

(委員長) 議案第15号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員挙手～

(委員) 指導課長から、相談件数の増加に伴いと説明いただきましたが、どの位増えているのですか。

(指導課長) 延べ件数ですが昨年度は4,500件ほどでしたが、今年度は5,000件前後となっております。

(委員) その件数を4人の相談員で受けるとなるともの凄い業務量だと思います。5人になればいくらかは解消できるのでしょうか。

(指導課長) 延べ件数ですので一人の方が何度も相談しているケースもあります。人数が増えれば一人の方に担当として対応する事が可能となります。

(委員) 相談する側も一人の相談員に対応していただける方がありがたいと思います。是非よろしくお

願います。

(教育長) 増員については、人件費など大変なものがあります。その中で関係部局と調整を図りながら増員を出来たということは、評価できる事だと思います。

(委員長職務代理者) 4人から5人になる事で、一人の方が一週間にかかれる時間はどのくらいになるのでしょうか。

(指導課長) 年間で一人178日の勤務となっており、月当たり約15日となります。

(委員長職務代理者) 一週間当たりどのくらいの時間かかれるのですか。

(指導課長) 月当たり約15日で、週によって多少ばらつきがあります。

(委員長職務代理者) 対応は前後の関係や継続性もあると思いますが、細かな配慮が必要だと思います。件数が多いと細かなところで見逃しが出てくると思いますので配慮をお願いします。

(委員長) 今の人数に関してなのですが、予算の関係などいろいろあるかとは思いますが、相談に来られる方は大変デリケートな問題を含んでいます。今まで相談してきた方の経緯等もあるかと思しますので、是非引継ぎについては、相談する側に立って行っていただきたいと思えます。この一人増やす事についてご尽力いただいたことについては感謝を申し上げたいと思えます。

(委員長) その他に質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) 無いようですので、これより採決します。「議案第15号 上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) 異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(委員長) 続きまして「議案第16号 上尾市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○議案第16号 上尾市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則の制定について

(教育長) 議案第16号につきましては、生涯学習課長が説明申し上げます。

～生涯学習課長挙手～

(委員長) 生涯学習課長をお願いします。

(生涯学習課長) 「議案第16号 上尾市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則の制定について」です。議案書11ページをお開きください。提案理由ですが、社会教育法の一部改正に伴い所要の改正を行うため、この案を提出するものです。改正の内容について説明します。議案資料31ページをお開きください。これまで社会教育委員会議は社会教育法第17条で、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言することが定められていましたが、今回の改正で、「教育長を経て」の部分が削除されました。これに基づき、第3条第1項で定める会議の招集、第5条で定める運営に関して必要な事項の決定に関して、これまで教育長が行うように定めておりましたが、今回の改正を受けて、他の附属機関と同様に、会議の代表者である、議長に変更するものです。以上です。

(委員長) 議案第16号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) 無いようですので、これより採決します。「議案第16号 上尾市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) 異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(委員長) 続きまして「議案第17号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の制定について」説明をお願いします。

○議案第17号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の制定について

(教育長) 議案第17号につきましては、教育総務課長が説明申し上げます。

～教育総務課長挙手～

(委員長) 教育総務課長をお願いします。

(教育総務課長) 議案書の12ページ、「議案第17号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の制定について」です。上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則を次のように定めるものです。議案書提案理由をご覧ください。上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例第3条第2項に規定する額について定め、及び子ども・子育て支援法等の規定に基づく所要の規定を整備するため、この案を提出します。こちらの議案は、平方幼稚園の利用者負担額について規則化したものです。平成27年1月定例会においてご承認いただきました条例案につきましては、上尾市議会3月定例会におきまして、原案どおり可決されましたことをまず、報告します。その条例を受けまして提案するものです。第1条においては趣旨、第2条において定義、第3条において利用者負担額、第4条において減免の申請について規定するものです。利用者負担額につきましては、議案第17号資料2の利用者負担額の規定の表をご覧ください。1月にも説明いたしましたが、ここで再度、所得階層別の利用者負担額を説明します。国の方針に従い、低所得者世帯の施策としまして、国の上限額に合わせ、A階層、生活保護世帯等につきましては、利用者負担額0円、B階層、市町村民税所得割額非課税世帯につきましては、月額3,000円、年額36,000円とし、C階層、市町村民税所得割課税世帯は月額7,500円、年額9万円となります。また、※印の5番目、多子世帯への施策といたしまして第2子半額、第3子、0円となります。なお、新制度移行により、現平方幼稚園利用者、4月より入園される方に負担増となることはありません。以上が説明となります。よろしくご審議いただきますようお願いします。

(委員長) 議案第17号につきましては、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員長職務代理者挙手～

(委員長職務代理者) 利用者負担額の規定で、A、B、Cと分かれておりますが、どの位割合で分布しているのですか。

(教育総務課長) 現在、一番多いのはC階層であり、A階層はおりません。B階層が5人程度となります。

(委員) 多子世帯ですが、小学生も含むのですか。

(教育総務課長) 従前どおりではありますが、小学3年生まで含めて考える事になります。

(委員長) 例えば、第1子が中学生で、第2子が平方幼稚園というのは多子世帯にならないのですか。

(教育総務課長) 小学校3学年までの範囲で、国が定めたものになります。

(教育総務部長) それが子ども子育て支援法の多子世帯への補助であり、国レベルの大きな制度改正の一つのポイントになります。子育てし易い環境の整備となります。

(委員長職務代理者) 子どもが小さい時の負担が少なくなるということですね。

(委員長) 一つ確認をさせていただきたいのですが、この金額設定は他市と比べてどうですか。

(教育総務課長) 県内で比較しますと、丁度真ん中の辺りとなります。

(委員長) 一概に他市と比べて高い低いという議論ではないのですが、現状を勘案して決めていただいたのだと思います。

(委員長) その他に質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) 無いようですので、これより採決します。「議案第17号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の制定について」原案のとおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) 異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(委員長) 続きまして「議案第18号 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」説明をお願いします。

○議案第18号 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

(教育長) 議案第18号につきましては、生涯学習課長が説明申し上げます。

～生涯学習課長挙手～

(委員長) 生涯学習課長をお願いします。

(生涯学習課長) 「議案第18号 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」です。議案第13ページをお開きください。提案理由ですが、上尾市立公民館の館長の職を変更することに伴い所要の改正を行うため、この案を提出するものです。議案資料33ページをご覧ください。先ほど議案第13号で御説明しました館長の職の変更と同様の改正です。これまで公民館長の所属長は、第3条で、当該教育機関が所属する課の長、すなわち現在では生涯学習課長、公民館職員の所属長は、当該教育機関の長、すなわち公民館長でありました。今回、公民館長が管理職でない副主幹相当職となることから、公民館長を含む公民館職員の所属長を、当該教育機関が所属する機関の長、すなわち生涯学習課長とするものです。以上です。

(委員長) 議案第18号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員挙手～

(委員) 従来と違い、全館に館長を配置する事で期待している事があるかと思いますが、その点について説明をお願いします。

(生涯学習課長) 従来は2人の館長が3館ずつ見ておりましたので、なかなか意思の疎通が難しい部分がありました。これが館毎の運営になる事により、簡単になる事を期待しております。また、予算の執行等については、従前から生涯学習課長が決裁しておりましたので、流れとしては大きく変わるものではありません。また、今までは館長が兼務している他館に出向かなければならなかったため、どうしても手薄になる部分がありました。これが解消され、全体的な課題解決になると考えております。

(教育総務部長) 公民館はある意味地域の顔でもあります。コミュニティの集い、公民館まつりに代表されるいろいろな生涯学習のイベントが生まれてきます。今までは残念ながら東西3館ずつ兼務しており、各公民館に館長がおりませんでした。各公民館において、各イベントなり、地域の相談なりがありますので、やはり館長がいたほうが良いとのことになり、副主幹職ではありますがより地域と密着した展開をしていきたいとの趣旨になります。

(委員長) 毎年春に各公民館において、公民館まつりが開催されます。私も時間のある限り何館か行かせていただいております。利用者の方々にとって、副主幹であることはあまり関係が無いと思います。各館に責任を持った館長がいる事で利用する方々が、館長に話が出来、意思疎通が図れるなど大変なメリットが有ると思います。是非、生涯学習課長から、その思いを各館長に伝えていただいて、生涯学習をより活発にしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

(委員長) その他に質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) 無いようですので、これより採決します。「議案第18号 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」原案のとおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) 異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(委員長) 続きまして「議案第19号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」説明をお願いします。

○議案第19号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

(教育長) 議案第19号につきましては、教育総務課長が説明申し上げます。

～教育総務課長挙手～

(委員長) 教育総務課長をお願いします。

(教育総務課長) 「議案第19号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」です。16ページをお願いします。提案理由です。地教行法の改正により新たな教育委員会制度の開始、上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の施行並びに上尾市立公民館の館長の職を変更、副主幹職とすることに伴い所要の改正を行うため、この案を提出するものです。議案資料34ページをご覧ください。第3条、第6条、第14条につきましては、公民館長は専決権のない職となることから、改正を行うものです。35ページをご覧ください。別表第2教育総務部教育総務課の所掌事務に関する表となります。表中事項1項として、平方幼稚園の利用者負担額を徴収、免除、徴収の猶予することの表記を追加するものです。36ページをご覧ください。3の項第1号教育長の任免に関することですが、現制度では委員会に権限があることになっておりますが、新制度下では、市長の権限となることから削除するものです。なお、この項は、経過措置があります。38ページをご覧ください。生涯学習課の所掌事務1の項第1号課長専決事項として公民館使用料の徴収、減免、還付事務の表記を追加しております。2の項第6号、第7号、第8号に同様に課長専決事項として公民館利用の許可権限等を追加しております。その下、39ページ3項、41ページ別表第4(14条関係)4項につきましては、公民館長固有事務でしたが、職制変更となるため、削除となります。同じく41ページ、5項として平方幼稚園長の入園許可に関する権限の表記を追加しております。以上が議案19号の説明となります。よろしくご審議ください。

(委員長) 議案第19号につきましては、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) 無いようですので、これより採決します。「議案第19号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」原案のとおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) 異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(委員長) 続きまして、追加提出されました「議案第20号 上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○議案第20号 上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(教育長) 議案第20号につきましては、生涯学習課長が説明申し上げます。

～生涯学習課長挙手～

(委員長) 生涯学習課長お願いします。

(生涯学習課長) 「議案第20号 上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」です。今回お配りいたしました、議案をご覧ください。提案理由ですが、上尾市立公民館の館長の職を変更することに伴い所要の改正を行うものです。議案資料をご覧ください。改正の内容ですが、第4条の表の中で、主席主幹、主幹、副主幹、主査について説明があります。例えば、副主幹におきまして、リーダーに指名された副主幹は上司の命を受けと、リーダーについての職務が規定されております。しかしながら、第3条において、公民館長は職員を指揮監督してとあり、リーダーとしての職務を負っております。現在の規定のままですと、館長がリーダーであるにもかかわらず、別に副主幹、主査をリーダーとして指名できてしまうことから、備考1、2において、リーダー、サブリーダーの説明の文章の中にて（公民館長を除く。備考2において同じ。）と加えるものです。以上です。

(委員長) 議案第20号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員挙手～

(委員) リーダーとは、どの様な人なのですか。

(生涯学習課長) 例規上の話でややこしくなってしまう申しわけありませんが、公民館においては、副主幹＝リーダー＝館長と考えていただければと思います。

(委員長) リーダーを残す意味は何があるのですか。リーダーがいなくなりますだけでよろしいのではないのでしょうか。

(教育総務部長) 上尾市はグループ制を採用しております。かつては、係制でしたので、所属職員がおり、係長がいたのですが、グループ制では職員がグループを作り、リーダーがいてその積み重ねで課が出来る形になっております。平たく言ってしまうと、上尾市においてはどの職場にもリーダーが居る事になります。今回改正は、グループ制の中でどの様に例規を形付けていくかとのものであり、先程も申し上げました館長がリーダーも兼ねているということで理解いただければと思います。

(委員長) 上尾市においては、どの所属にも必ずリーダーを置くのですか。

(教育総務部長) 例えば、教育総務課であれば、庶務財務担当リーダー、施設担当リーダーというように必ず置く事になります。グループ制は、仕事の状況に合わせて柔軟に対応できるように採用しているものです。

(委員長) その他に質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) 無いようですので、これより採決します。「議案第20号 上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) 異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

日程第5 教育長報告

(委員長) 続きまして、「日程第5 教育長報告」です。岡野教育長、よろしくお願いします。

(教育長) 本日は、報告といたしまして11件を通知させていただいております。よろしくお願いします。

~教育総務部長挙手~

(委員長) 教育総務部長お願いします。

○報告1 社会教育指導員、文化財調査専門員の委嘱について

○報告2 子どもの読書活動支援センター協力員の委嘱について

○報告3 上尾市スポーツ推進委員の委嘱・任命について

○報告4 上尾市教育相談員、適応指導教室指導員、教育心理専門員、

スクールソーシャルワーカー、さわやか相談室相談員の委嘱について

○報告5 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

(教育総務部長)「報告1 社会教育指導員、文化財調査専門員の委嘱について」「報告2 子どもの読書活動支援センター協力員の委嘱について」「報告3 上尾市スポーツ推進委員の委嘱・任命について」「報告4 上尾市教育相談員、適応指導教室指導員、教育心理専門員、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談室相談員の委嘱について」「報告5 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」以上の非常勤特別職については、教育長専決になりますので、4月1日から委嘱します。お手元の報告書のとおり報告します。

(教育総務部長) 続きまして「報告6 上尾市教育委員会の事務に関する点検評価制度の基本方針について」は教育総務課長が、「報告7 平成27年度公民館まつりの開催について」につきましては生涯学習課長より報告します。

~教育総務課長挙手~

○報告6 上尾市教育委員会の事務に関する点検評価制度の基本方針について

(教育総務課長) 教育長報告12ページをお願いします。「報告6 上尾市教育委員会の事務に関する点検評価制度の基本方針について」です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1

項の規定により、毎年、事務の管理及び執行状況について点検評価を行い、報告書を作成し、議会に提出するとともに公表する義務付けがあります。これを受けて、平成27年度の基本方針を定めましたので報告するものです。なお、次年度は第2次教育基本振興計画策定年にあたることから、点検評価の作業実績を踏まえ、振興計画策定にあたり、効率化するため、例年行っております点検評価の着手時期につきましては、前倒しして1か月早めております。次ページの基本方針をご覧ください。評価の対象は、平成26年度に実施した事務事業となり、昨年同様「上尾市教育振興基本計画」に掲げられた施策ごとに体系付けられた事業について「事務事業評価」を実施した後、施策レベルでの「施策評価」を実施します。評価の方法は、「事務事業評価」については、事業ごとに概要、決算額、指標等を示した評価シートを作成するものとし、「施策評価」は各シートに目標値等を示すとともに達成度を評価し、達成のための課題、改善策、方向性を記すものとします。学識経験者を有する者の知見の活用については、昨年同様、以前からご尽力いただいております学校教育分野に精通した2名、生涯学習分野に精通した1名、合計3名に第3者評価を依頼する予定です。点検評価のスケジュールですが、この定例会において基本方針を報告後、各個別事業の評価、施策評価を行い、各所属長で構成するプロジェクトで施策評価（案）を最終決定します。その後、8月定例教育委員会において、点検評価（案）として継続協議による議案を提出します。そして、9月の定例教育委員会においても継続協議をいただきますが、第3者評価を除いたところでご承認をいただきます。ここで、学識経験者に評価を依頼し、意見聴取を行います。そして、11月の定例教育委員会において「市議会への報告書の提出」に関する議案を提出し、採決をいただき、最終的に12月の上尾市議会において報告書を提出することとしております。説明は以上となります。

～生涯学習課長挙手～

○報告7 平成27年度公民館まつりの開催について

（生涯学習課長）「報告7 平成27年度公民館まつりの開催について」です。平成27年度公民館まつりの開催は次のとおり予定しております。なお、詳細につきましては、それぞれの実行委員会から後日案内状をお送りしますので、御参照ください。

～学校教育部長挙手～

(委員長) 学校教育部長をお願いします。

(学校教育部長)「報告 8 上尾市立小・中学校入学式及び平方幼稚園入園式教育委員会祝辞予定者について」は石塚次長兼学務課長が、「報告 9 平成 27 年度埼玉県公立高等学校受検結果について」、「報告 10 平成 26 年度上尾市立小・中学校卒業(予定者)の進路状況について」、「報告 11 いじめに関する状況調査結果について」については、指導課長が報告します。

～学務課長挙手～

○報告 8 上尾市立小・中学校入学式及び平方幼稚園入園式教育委員会祝辞予定者について

(学務課長) それでは、「報告 8 上尾市立小・中学校入学式及び平方幼稚園入園式教育委員会祝辞予定者について」ですが、教育長報告の 15 ページをご覧ください。小・中学校の入学式は、共に 4 月 8 日に行われます。小学校は午前、中学校は午後に行いますが、各学校により若干開始時刻が異なり、16 ページのとおりです。また、平方幼稚園は、4 月 10 日となっております。教育委員会の祝辞をお願いする方々は、本日現在におきましては、16 ページの一覧にあるとおり予定しておりますが、事務局職員におきましては、公民館長職の変更及び他の行事との調整により変更があり得ることも想定しておりますので、御理解いただきたく存じます。当日の祝辞文につきましては、17 ページから 19 ページに掲載しております。開始時刻 20 分前までには、各学校に到着くださるようお願いいたします。報告は以上です。

～指導課長挙手～

○報告 9 平成 27 年度埼玉県公立高等学校受検結果について

(指導課長)「報告 9 平成 27 年度埼玉県公立高等学校受検結果について」ですが、21 ページをご覧ください。中学校在籍生徒数 2,158 名、うち 78.8% の 1,701 名が、公立高校を受検いたしました。受検結果ですが、合格率 85.9%、1,462 名が合格しました。昨年度と比較して、公立高校を受検した割合は、増加し、合格率も上がっております。

○報告 10 平成26年度上尾市立小・中学校卒業（予定者）の進路状況について

（指導課長）続きまして、22ページ「報告10 平成26年度上尾市立小・中学校卒業（予定者）の進路状況について」報告します。23・24・25ページとなります。はじめに、23ページの小学校卒業者の2月末日現在の進路状況です。小学校卒業児童数2,133人、うち95,5%の2,038人が、公立中学校へ進学しております。24ページにありますとおり、上尾市内中学校への進学率は、全卒業児童の93.67%となっております。次に、25ページをご覧ください。中学校卒業生の進路状況です。3月13日現在の卒業生徒数ですが、2,158人となっております。高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校への進学生徒数は2,118人、全卒業生の98.1%にあたります。進学や就職を希望しているが3月13日現在、未定の生徒や海外の学校へ進学する生徒、家事手伝い等は、その他としてまとめております。その他の29人ですが 進学希望18人、就職希望4人、海外進学2人、家事手伝い3人、進路未定2人です。以上で報告とさせていただきます。

○報告 11 いじめに関する状況調査結果について

（指導課長）続いて26ページ「報告11 2月のいじめに関する状況調査結果」について です。小学校では、2月の認知件数はありませんでした。12月認知の未解消のいじめですが、3月の時点で解消となりました。中学校では、2月に2件認知しており、うち一件は解消、もう一件は、現在学校で解消に向けて指導中です。以上です。

（委員長）ありがとうございました。報告につきまして、何か質問、意見等ありましたら、お願いします。

～委員全員から発言なし～

日程第5 今後の日程報告

（委員長）ありがとうございました。それでは、続きまして、今後の日程報告をお願いします。

（教育総務課長）4月1日水曜日 小中学校新採用・転入職員着任式が上尾小学校で行われます。4月3日金曜日 上尾市学校評議員委嘱式及び研究発表会が同じく上尾小学校で行われます。教育長報告にもありましたが4月8日は小・中学校の入学式になりますのでよろしくお願いします。4月23日木曜日 教育委員会4月定例会が行われます。よろしくお願いします。4月28日上尾・桶川・伊奈教育委員会連絡協議会があります。以上です。

(委員長) ありがとうございました。そのほか、委員の皆様から、意見、ご要望がありましたら、お願いします。

(委員長職務代理者) インフルエンザですが例年ですとこの時期もまだ罹患する子どももおります。今後報告はあるのでしょうか。

(学校保健課長) 学級閉鎖については現在ありません。感染症につきましては2月分でインフルエンザは253人が罹患しております。しかしながら蔓延という訳ではないので通常通りの授業を行っております。

(委員長職務代理者) 引き続き衛生管理の徹底と、保護者への周知をお願いします。今年度もありがとうございました。

日程第8 閉会の宣告

(委員長) それでは、以上で、予定されていた日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、上尾市教育委員会3月定例会を閉会します。お疲れさまでした。